

県南広域振興局長告示第49号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

平成27年3月24日

県南広域振興局長 遠藤達雄

- 1(1) 道路の種類 県道
- (2) 路線名 一関北上線
- (3) 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
一関市川辺字伊勢堂114番地先から字藤後向102番地先まで	新	A 37.7~11.4 m	m 946.5
		B 53.2~11.7	872.9
	旧	A 37.7~11.4	946.5

- (4) 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

ア 場所 県南広域振興局土木部一関土木センター

イ 期間 平成27年3月24日から同年4月24日まで

- 2(1) 道路の種類 県道
- (2) 路線名 花巻和賀線
- (3) 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
北上市和賀町堅川目1地割241番1地先から2地割3番20地先まで	新	m 10.4~9.5	m 16.3
	旧	9.8~7.6	16.3

- (4) 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

ア 場所 県南広域振興局土木部北上土木センター

イ 期間 平成27年3月24日から同年4月24日まで